



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 高齢者の雇用状況 集計結果

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 医療費控除の特例 スイッチOTC薬控除

### NEWS1. 高齢者の雇用状況 集計結果

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「**定年制の廃止**」や「**定年の引き上げ**」「**継続雇用制度の導入**」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるように義務付けています。平成28年度の高齢者の雇用状況の集計結果が厚労省より公表されました。

#### 1. 高齢者雇用確保措置の実施状況

「**定年制の廃止**」・・・2.7% 「**定年の引き上げ**」・・・16.1% 「**継続雇用制度の導入**」・・・**81.3%** となっており、継続雇用制度により雇用確保措置をとっている企業が大半を占めています。

#### 2. 希望者全員が65歳以上まで働くことのできる企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働くことのできる企業の割合は74.1%で、中小企業が76.5%、大企業が53.8%と中小企業の方が65歳まで働くことのできる仕組みの導入は進んでいます。

#### 3. 高齢者の雇用状況

常用雇用者数のうち、60歳以上の常用雇用者数の割合は10.6%を占めており、これを雇用確保措置の義務化前の平成21年を100をした比率で見ると、常用雇用者数は約115%増となっているところ、60歳以上の常用雇用者数は約150%増となっています。

生涯現役社会の実現に向け、また、人材確保策のひとつとして、高齢者の活用は避けて通れません。

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 「ビジネスエリートの新論語」 司馬遼太郎

(内容紹介)

昭和30年、産経新聞記者時代の司馬遼太郎が、本名である福田定一名で刊行した“幻の新書”を完全版として復刻刊行する。

古今の典籍から格言・名言を引用、ビジネス社会に生きる人たちにエールを送る本書は、著者の深い教養や透徹した人間観が現れているばかりでなく、大阪人であることを終世誇りとしていた著者の、卓抜なるユーモア感覚に満ちている。さらには、本書の2部に収録、記者時代の先輩社員を描いたとおぼしき「二人の老サラリーマン」は、働くことと生きることの深い結びつき問う、極めつけの名作短編小説として読むに充分である。

現代の感覚をもってしても全く古びた印象のない本書は、むしろ後年に国民作家と呼ばれることになる著者の魅力・実力を改めて伝えてくれる。まさに「梅檀は双葉より芳し」。

ビジネス社会を生きる若い読者にも、ぜひ薦めたい一冊である。



### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

平成29年から病院での治療にかかった医療費以外でも、確定申告で医療費控除にできるものがあると聞いたことがあるんですが、こういった制度なのか教えてください。

## Answer

平成28年度の税制改正で医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)が創設されました。



## 【解説】

平成28年度税制改正により、セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が新たに創設されました。詳しい内容は以下となります。

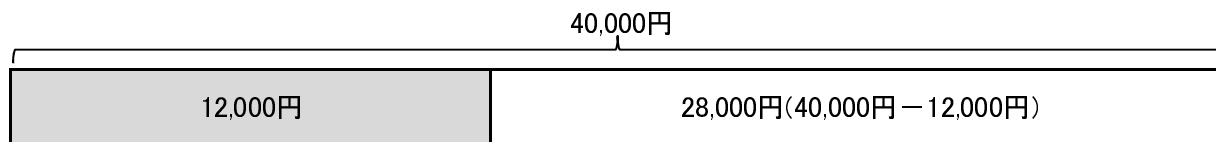
	医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)	現行の医療費控除
対象者	健康の維持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行う居住者 一定の取組みとは、次の検診または予防接種 ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診	居住者
対象となる医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品 スイッチOTC医薬品・・・医療用から転用された一定の一般用医薬品等で、医師の処方箋がなくても購入できるものです。厚生労働省のホームページ等で公表されており、平成28年10月17日時点では1,525品目が公表されています。	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費
所得控除額	その年中に支払った控除対象薬品－①－② ①保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額 ②12,000円	その年中に支払った医療費の額－①－② ①保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額 ②100,000円 (総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等の5%)
控除限度額	最大88,000円	最大2,000,000円

※医療費控除の特例を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。

本特例の適用時期は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払った年分に適用となります。

## ○医療費控除の特例の適用イメージ

例. 課税所得400万円の者が、医療費控除の特例対象の医薬品を年間40,000円購入した場合  
(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



## ○減税額

所得税 5,600円の減税効果(28,000円×税率20%※)

住民税 2,800円の減税効果(28,000円×税率10%)

※復興特別所得税を除く

## 参考資料等

厚生労働省HP「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人

名古屋事務所

052-571-5480

西尾事務所

0563-57-7850